

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第6章 営業秘密法

6-1. 保護対象、根拠法

営業秘密保護の性質について：

タイ国では、営業秘密の違反に対する責任を網羅したタイの法律がなかったということに加え、タイでは自由貿易を促進し、また不公正な貿易実務を防ぐことを目的として、本法の制定に至った。タイ営業秘密法は2002年4月12日付で公布された。

営業秘密の定義について：（第3条）

本法では以下の通り定義されている。

「営業秘密」とは、「まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるもの」を意味する。

「営業情報」とは、「伝達方法及び形態に関わらず、主旨、内容、事実又はその他の意味を伝える媒体を意味し、調製法、様式、解釈若しくは結合したもの、プログラム、方法、技術、又は工程を含む。」。

「営業秘密保有者」とは、「他人の営業秘密権を侵害することなく、営業秘密である営業情報を発見、調査、収集若しくは創造した者、又は営業秘密である実験結果若しくは営業情報における正当な権利を持つ者を意味し、かつこの法律において権利を譲渡された者を含む。」。

「営業秘密管理者」とは、「営業秘密保有者を意味し、かつ営業秘密を占有、管理、又は監督する者を含む。」。

営業秘密権の譲渡：（第5条）

営業秘密権は譲渡することが出来る。営業秘密保有者がその権利を他人に譲渡する場合には、書面にてなされなければならない。加えて、自然承継により承継人に譲渡される。

営業秘密の形態について：

本法では営業秘密の形態については規定していない。それは文書、図面、写真、マイクロフィルム、VCD、CDやコンピュータのデータベース、口頭の情報、例えば雇用主が従業員に秘密の旨話した口頭記述、あらゆる物などが挙げられる。

6-2. 保護を受けられる営業秘密の要件

- ① その情報は、一般的に知られてはならず、またその情報に連絡してきたビジネスの競合先の者にアクセスされてはならない。その秘密は、一般に知られていない場合には、それを守る任務にある内部の者だけにのみ秘匿的に知られていること。（秘匿性）
- ② その情報は、その秘密ゆえに業として有用性があること。その情報は営業秘密保有者のビジネス上の重要な情報であり、営業秘密保有者はその秘密を維持するために時間や労力をかけていること。（有用性）
- ③ その営業秘密の保護を獲得するために、営業秘密管理者はその秘密を維持するために合理的な努力を払っていること。（秘密管理性）
営業秘密管理者はその営業秘密の保有者、管理者もしくは世話をする者を含む。

営業秘密と考えられる追加の状況について：

- ・ その情報を知っている一般の人々の数
- ・ その情報を知っている内部のスタッフの数
- ・ その秘密を維持するための適当な方法
- ・ 営業秘密保有者や競合相手の情報の使用
- ・ 他者が情報にアクセスする場合の困難さ

6-3. 営業秘密の例

営業秘密は2つのカテゴリーに分けられる。すなわち、技術上の情報と、ビジネス上の情報である。

- ① 技術上の情報：専門化された器材についての計画、デザイン、パターン。薬品や植物、化学用品その他の物質の製造に関する製造工程や調法。（例えば、コココーラの調法。）製造に関する方法や技術。工学技術に関する筆記帳。コンピューターソフトウェア（プログラムもしくはソースコード）等。
- ② ビジネス上の情報：ビジネス上の情報は、一般公開に先立つ金融情報、コスト及び価格情報、製造情報、内部のマーケット分析や予測、顧客リスト、まだ公示していない交渉中もしくは交渉に入った会社とのビジネス関係、ビジネスの可能性についての情報、例えば他の会社や情報の入手の可能性。個人情報（主力となる従業員は誰か、主力の従業員に対する報酬方式は何か、従業員の誰が特別に能力を持っているとして引き抜かれる可能性があるか、勧誘に対する受容力、等）

6-4. 営業秘密の保護制度について

営業秘密の保護は特許、商標もしくは集積回路の回路配置のような知的財産とは異なっている。登録は営業秘密保護には必要ない。営業秘密はそれが秘密である限り自動的に保護される。しかし、営業秘密保有者は自らが所有者であるということを記録するべくタイ知的財産局に営業秘密を記録しておく、万が一係争手続きがあったときの場合に備えて営業秘密に関する証拠を提出しておくのが良い。知的財産局はデータを集積しアクセスして来た者に対してデータベースを提供しなければならない。

秘密情報の重要部分はデータベースには公開されず、その秘密情報が関連する分野のみの情報が載せられている。

保護の発効日：

営業秘密はそれが秘密である限り自動的に保護される。しかし、本法は、この法律の施行前の営業秘密の開示、持ち出しもしくは使用については適用されない。

6-5. 権利者の権利（第5条）

本法では、営業秘密保有者は営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用する権利を有し、又は今後もその営業秘密の機密性を保持するという条件のもとで、他人が営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用するのを許可する権利も有する。

営業秘密は譲渡可能である。営業秘密の譲渡で相続でないものは、譲渡人及び被譲渡人が署名をした文書によって行わなければならない。もし譲渡契約に期間が規定されていない場合には、10年間の譲渡とみなされる。

6-6. 権利の侵害

① 法律違反行為：（第6条違反）

この法律における営業秘密権の侵害とは、当該営業秘密保有者の許可を受けることなく営業秘密を開示、持ち出し又は使用することであり、正当な商業手法に違反するものをいう。この点について、侵害者は前述の行為が正当な商業手法に違反すると認識していたか、又は認識していたと思われる根拠がなければならない。また、「正当な商業手法に違反する行為」とは、当事者双方の信頼に基づく営業秘密契約の不履行、侵害若しくは侵害するよう勧誘すること、贈収賄、強迫、詐欺、窃盗、盗品の受領、又は電子若しくはその他の方法を使った諜報活動を意味する。

② 製造過程の違反の推定：（第12条違反）

製品の製造過程についての営業秘密の管理者が、営業秘密権の侵害者に対して民事訴訟を起こした場合、もし営業秘密の管理者が、侵害者が製造した製品が自己の営業秘密である製造過程を使用して製造された製品と同一であると証明できれば、侵害者は前述の製品製造に当該営業秘密を使用したとみなされる。ただし、侵害者が異なることを証明できた場合はこの限りではない。

6-7. 権利侵害の例外規定 (第7条)

営業秘密に対する次に掲げる行為は、営業秘密における侵害とはみなされない。

- ① 当該営業秘密を取得した者が、当該営業秘密が、契約者の一方が他人の営業秘密権を侵害して取得したものであると認識せず、又は認識していたと思われる根拠なしに、営業秘密を合法的に開示又は使用すること。
- ② 次の場合において、管轄の政府機関が当該営業秘密を開示又は使用すること。
 - a. 公衆の衛生若しくは公の秩序を保護するために必要な場合。又は
 - b. 商業目的でない公共の利益のために必要な場合で、かつ前述の場合において当該営業秘密を監督する政府機関、又は当該営業秘密の取得に係る政府機関若しくは関係者が不正な商業手法に使用されないよう、前述の営業秘密を保護するために合理的段階を講じて業務を遂行した場合。
- ③ 独自に発見した場合。即ち発見者が自己の知識、専門により発明又は創造をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。又は
- ④ リバースエンジニアリングを行った場合。即ち発見者が当該製品を発明、製造又は開発するための方法を探す目的で、一般に知られている製品の評価及び解析をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。ただし、評価及び研究分析をした者はその製品を善意で取得しなければならない。

上記④における行為は、もし前述のリバースエンジニアリングを行った者が、営業秘密保有者又は製品の販売者と明らかに別途契約を結んでいる場合はその限りではない。

6-8. 侵害行為に対する権利行使 (第8条、第9条)

ある者が営業秘密権を侵害している、又は侵害に当たる行為をしようとしているという明確な証拠がある場合、当該営業秘密の管理者は次に掲げる権利を有する。

- ① 裁判所に対して、当該営業秘密権の侵害の仮差止め又は中止を侵害者に命ずるよう、請求することができる。及び
- ② 裁判所に対して、侵害者による営業秘密権の侵害を永久的に禁止するよう訴えることができ、かつ侵害者に補償金を請求する訴えを起こすことができる。

上記①の権利は上記②における訴訟提起の前に行使できる。

第8条の仮差し止めもしくは補償金請求の訴えを行行使するに先立って、営業秘密権を侵害されている、又は侵害されようとしている営業秘密の管理者及びもう一方の当事者は、委員会に対して営業秘密に係る紛争の調停又は和解を合意の上で申し立てることができる。この点について、上記紛争の調停又は和解が成立に至らない場合も、当該営業秘密の管理者及びもう一方の当事者が仲裁人の審理を請求する権利、又は裁判所に訴訟を起こす権利を妨げるものではない。

営業秘密の侵害に対する訴えの行使は、営業秘密の管理者がその侵害を知り、かつ侵害者を認識した日から3年未満の間で、かつ侵害があった日から数えて10年を超えてはならない。(第10条)

[違法行為に対する罰則]

- ① 営業秘密管理者が事業を営む上で損失を被るよう悪意により、他人が保有する当該営業秘密を営業秘密である状態でなくなるよう、一般に認識されるよう開示した場合。文書、音声放送若しくは映像放送を使用した広告、又はその他の方法によって開示したかを問わない。(第33条)

罰則：1年以下の禁錮刑若しくは20万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

- ② 営業秘密を保護管理する地位権限を持つ者が、自己又は他人の利益のために正当な権利なく当該機密を開示又は使用した場合。(第34条)

罰則：5年以上10年以下の禁錮刑、若しくは100万タイバーツ以上200万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

- ③ 通常非開示で保護されるべき性質を持った、営業秘密管理者の活動に係る事実を、この法律の執行において取得又は認識し、開示した場合。

罰則：5年以上7年以下の禁錮刑、若しくは50万タイバーツ以上100万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。ただし公務又は事件の捜査若しくは審理のための行為である場合は除く。

- ④ 公務又は事件の捜査若しくは審理に際して取得又は認識した事実を開示した場合。

罰則：5年以上7年以下の禁錮刑、若しくは50万タイバーツ以上100万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

6-9. ケーススタディ

知的財産及び国際取引中央裁判所 判例

未判決事件番号：IP 35/2004

判決事件番号：IP 9/2006

判決言い渡し日：2006年1月31日

原告：有限会社 オーティー ケミカル アンド プレーティンジック

被告：株式会社スター テック ケミカル及びその他

タイトル：営業秘密権侵害

2002年タイ国営業秘密法

判決：

秘密を守るための適切な手段が取られていないため、原告の調合組成に関する情報は営業秘密ではないとする。従って原告の訴えを棄却する。

原告の主張：

原告はあらゆる種類の材料表面上にメッキ処理をする化学液の製造・輸入・販売に従事しており、金属にメッキ処理をする化学製品に用いる調合組成を考え出した。原告が製造する商品はメッキ処理した金属に光沢を出す特別な性質があり、他の製造者の製品を使った金属表面のメッキ処理とは異なることから、その特別な調合に関する情報を社内の秘密として適切な手段で管理している。従ってその化学製品に用いる調合組成は原告の営業秘密である。

以前被告2,3は原告の社員だったが、2003年2月に退職し会社被告1を設立した。被告3者は原告の調合組成を許可なしに黙って化学製品の製造に利用、販売した。これは原告の営業秘密権侵害行為であり、原告は被害を被った。

従って裁判所に被告3者又はその代表に対して50万タイバーツ、つまり研究資本金250万タイバーツ、商業上の原告の名声毀損に対する損害賠償金100万タイバーツ、利益損失に対する損害賠償金150万タイバーツを支払うと共に、営業秘密権侵害行為から得た収益を返還し、さらに訴訟日から支払終了までの期間について利息年7.5%を支払う命令を下すよう請求する。

被告の主張：

原告の調合組成は公けになっている様々な書類から情報入手可能で、他社も原告と同種の商品を製造することができる。また原告の他の社員も製造方法を知っていることから、原告にはその製造方法を秘密にする意思は無かったと言える。さらに、被告2は原告の会社を退職後自身の調合と製法を考え出し営業秘密として登録、保証されたが、その後原告はその事実を知って自身の営業秘密としても登録を行った。従って原告の調合組成は営業秘密ではなく、原告は原告の訴えるような損害を受けていない。

裁判所の判断：

原告は調合組成を秘密にしたことはなく、広く開けた場所で他の化学物質と一緒にその化学物質を保管している。これ以外にも、実験室内で調合を隠して行っていないため化学物質の調合中は社員全員がその製造を目にすることができ、原告の他の社員も調合することが可能である。従って原告の調合組成は、秘密を守るための適切な手段が取られていないため営業秘密とは言えず、原告の訴えを棄却する。原告に被告3者に代わって裁判費用と弁護士費用9万タイバーツを支払うよう命ずる。

判事団：Mr. タッチャポン ウィスuttiサンウォン
Mrs. タウインウォン ジットウィワット
Mrs. パンニー スパッタラン